

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3303号から第3309号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の7件の答申を行いました。

答申第3303号では、横浜市教育委員会が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3304号及び第3307号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3305号及び第3306号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3308号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3309号では、横浜市長が行った保有個人情報不訂正決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「出張命令簿 但し、令和6年3月17日神奈川県立歴史博物館で行われた「村に残る日記から何がわかるか—地方から見る近世・近代産業の転換—」の講演会に出席した学芸委員その他の者」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3303号】

(2) 「「保護決定調書」、「他法台帳・資産台帳」、「援助方針シート」及び「訪問計画台帳」」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3304号】

(3) 「令和5年度 (1)会計年度任用職員申込書（再度任用） (2)会計年度任用職員再度任用推薦書（面談） (3)会計年度任用職員申込書（再度任用）（申し込みなし）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3305号】

(4) 「令和5年度から令和6年度 (1)宣誓書 (2)通勤届・氏名（変更）届兼口座振替申込書（非常勤職員） (3)住民票の写し」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3306号】

(5) 「ケース記録（令和3年7月から令和6年6月まで）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3307号】

(6) 「港湾局管理地内の公共下水道施設（フタ含む）の管理及び保全等の所管部署マニュアル等関係資料」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3308号】

(7) 「特定文書番号ケース記録のうち令和6年5月10日及び5月28日の記載部分」の保有個人情報不訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第3309号】

2 諒問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諒問日	実施機関
3303	令和6年3月21日	令和6年4月4日	令和6年4月12日	令和6年5月10日	教育委員会
3304	令和6年4月30日	令和6年5月30日	令和6年7月1日	令和6年7月30日	市長
3305	令和6年4月16日	令和6年5月2日	令和6年7月2日	令和6年8月1日	市長
3306	令和6年4月16日	令和6年5月2日	令和6年7月2日	令和6年8月1日	市長
3307	令和6年6月10日	令和6年7月3日	令和6年7月10日	令和6年8月9日	市長
3308	令和6年6月14日	令和6年6月28日	令和6年8月14日	令和6年9月12日	市長
3309	令和6年7月17日	令和6年8月8日	令和6年8月20日	令和6年9月25日	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3303	「出張命令簿 但し、令和6年3月17日神奈川県立歴史博物館で行われた「村に残る日記から何がわかるか—地方から見る近世・近代産業の転換—」の講演会に出席した学芸委員その他の者」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>不開示</p> <p>不存在</p> <p>（横浜市教育委員会、教育委員、一般教員について、学芸員が存在しておらず、当該開示請求に係る行政文書を保有していないため。また、横浜市歴史博物館の学芸員は横浜市ふるさと歴史財団の職員であり、出張命令簿について教育委員会では保有していないため。）</p>	原処分妥当
3304	「保護決定調書」、「他法台帳・資産台帳」、「援助方針シート」及び「訪問計画台帳」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・審査請求人に対する評価に関する内容</p> <p>（対応、方針については、本人の認識と異なるものを含むため開示することにより、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため）</p>	原処分妥当
3305	「令和5年度 (1)会計年度任用職員申込書(再度任用) (2)会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）(3)会計年度任用職員申込書（再度任用）（申し込みなし）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当</p> <p>・職員の姓、生年月日、年齢、個人の住所、郵便番号、自宅最寄り駅、個人の氏名、続柄、連絡先、欠格事由のチェック欄、【能力判定】の一次推薦者・二次推薦分の概要者判定欄及び総合判定欄</p> <p>（個人に関する情報であって、開示するこ</p>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p>とにより特定の個人が識別されるため。また、個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。)</p> <p>条例第7条第2項第5号工に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 【推薦】の一次推薦者・二次推薦者のチェック欄 (人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため) 	
3306	<p>「令和5年度から令和6年度 (1)宣誓書 (2)通勤届・氏名(変更)届兼口座振替申込書(非常勤職員) (3)住民票の写し」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。) 第7条第2項第1号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の姓、職員の職員番号、個人の氏名、個人の住所、郵便番号、個人の電話番号、個人の生年月日、個人の性別、続柄、市民となった年月日及び本籍 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため) ・利用交通機関名、区間、時間、距離及び乗車券代 (開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため) ・個人の振込先口座情報 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。開示することにより、個人の財産権が侵害されるおそれがあるため。) 	原処分妥当
3307	<p>「ケース記録(令和3年7月から令和6年6月まで)」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第78条第1項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名及び民生委員の電話番号 (開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため) <p>法第78条第1項第7号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から得られた情報 (開示することにより、医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えることが想定され、また今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執 	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p>行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・生活保護担当職員の所見、協議結果、評価、訪問格付及びその根拠</p> <p>(開示することにより、今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	
3308	「港湾局管理地内の公共下水道施設(フタ含む)の管理及び保全等の所管部署マニュアル等関係資料」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>不開示</p> <p>不存在</p> <p>(港湾局は公共下水道施設の管理者ではないので、当該関係資料を保有していないため)</p>	原処分妥当
3309	「特定文書番号ケース記録のうち令和6年5月10日及び5月28日の記載部分」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>保有個人情報不訂正</p> <p>不訂正</p> <p>(当該保有個人情報は、生活に困窮している市民に対して、その程度に応じ健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立助長を図ることを利用目的としており、生活保護決定事務を行う根拠となる記録ですが、すべての言葉を記載しているものではなく、事実として認識していることを記載している。当該記載事項については、被保護者の最低限度の生活の保障と自立助長を図ることについて影響がないことから、当該請求内容の訂正が利用目的の達成に必要な範囲内とは認められないため。)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3303	<p>《出張に係る事務手続について》</p> <p>横浜市では、職員が出張するときは、出張を命ずる決裁文書に出張先、出張用件、出張期間等を記入して決裁を受けることとされており、通常は、庶務事務システムを利用し電子申請を行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和6年3月17日神奈川県立歴史博物館で行われた「村に残る日記から何がわかるか—地方から見る近世・近代産業の転換—」の講演会(以下「本件講演会」という。)に出席した学芸員その他の者の出張命令簿であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 実施機関は本件開示請求において、令和6年3月29日に教育委員会事務局総務課が審査請求人に確認した内容から、本件講演会出席者は学芸員に限るとして本件処分を行っている。一方、審査請求人は審査請求書及び反論書において、学芸員に限定していないと主張している。</p> <p>イ そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p>

答申番号	判断の要旨
3303	<p>(ア) 開示請求書の記載では請求の対象となる人数が多いことから請求者の意図を確認する趣旨で、電話にて請求の対象者を学芸員に限る旨確認し、開示請求書に補記した。そのため、学芸員でない教育委員会事務局職員等は請求の対象外と判断し、出張の実績について確認していない。</p> <p>(イ) 学芸員については、実施機関において学芸員として雇用されている者はいないことが確認された。</p> <p>(ウ) 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団（以下「歴史財団」という。）については、一つの法人として成り立ち経営管理を行っている。また、横浜市事務職員が1名派遣されているが、業務上の必要により出張する場合には派遣先の関係規定を適用し、旅費等を派遣先が支給する。</p> <p>よって、仮に派遣されている職員が本件講演会に参加していたとしても、横浜市職員として参加したものではないため、実施機関において出張命令簿の提出を求めるはない。</p> <p>(エ) したがって、実施機関において、本件審査請求文書は保有していない。</p> <p>(オ) なお、本件審査請求を受け、改めて教育長、教育委員、教育委員会事務局職員及び教職員について当時の出張命令簿を確認したところ、本件講演会へ出張した者はいなかった。</p> <p>(カ) また、歴史財団は、横浜市の出資法人の一つであり、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第32条第1項に基づき、当該出資法人が公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団の保有する情報の公開に関する規則（平成12年6月23日制定）を策定し、独自に情報公開を行っている。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 上記イ(イ)及びウ(ウ)について、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>(イ) 一方、横浜市の情報公開事務マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、開示請求書の補正を求める場合は形式上の不備のほかに、請求内容が不明確な場合や文書の特定が困難な場合としている。</p> <p>本件において、開示請求書には「学芸委員その他の者」と記載があり、備考欄に「教育委員会、教育委員、一般教員からの出席者」との記載もあることから、請求内容が明確に記されており、特定が困難な場合であるとはいえない。</p> <p>したがって、実施機関が本件開示請求の範囲を学芸員のみとして狭めて解釈したために、教育委員会事務局職員等の出張の有無を検証することなく、本件開示請求の対象者を学芸員と限定した結果文書が存在しないとして本件処分を行ったことはマニュアルの趣旨に合致するものとはいえず、実施機関の対応は不適切であった。</p> <p>(ウ) 本来は学芸員以外の教育委員会事務局職員等の出張命令簿を含め特定すべきだったが、上記イ(オ)のとおり出張の実績がなかったことを受け、当審査会としては、実施機関が文書不存在として本件処分を行ったことは結論において妥当であると判断せざるを得ない。</p> <p>《付言》</p> <p>実施機関においては、今後、開示請求の対象となる行政文書の特定に当たり開示請求者と調整の上絞り込みを行う際には、マニュアルに定められた手続に従い、より慎重に行うよう留意されたい。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3304	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請の内容及び世帯の要保護性について実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけで</p>

答申番号	判断の要旨
3304	<p>なく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録のほか、保護決定調書等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、保護決定調書、他法台帳・資産台帳、援助方針シート及び訪問計画台帳である。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書の該当性について》</p> <p>当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は格付結果であり、ケース記録の情報を基に、南区福祉保健センター長が審査請求人の世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯を分類し、必要な訪問頻度を設定するために格付けを行った結果を記録したものであることが認められた。</p> <p>格付結果は、審査請求人の認識にかかわらず記録された審査請求人の評価・判定に関する情報であり、審査請求人の認識と異なっていた場合、開示することにより、担当ケースワーカー等福祉保健センターの職員に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になるなど、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。</p>
3305	<p>《会計年度任用職員の公募によらない再度任用に係る事務について》</p> <p>本件審理員は、公募によらずに再度任用された職員である。</p> <p>横浜市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員の任用に関する事項については、会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月横浜市人事委員会規則第5号）で定め、さらに公募によらない任用については、横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和元年11月達第5号）第3条第4項で定めている。</p> <p>再度任用の事務は、会計年度任用職員事務運用マニュアルで定められ、会計年度任用職員を任用する所管課は、再度任用の意向のある会計年度任用職員から会計年度任用職員申込書（再度任用）（以下「申込書」という。）の提出があった場合、会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）（以下「推薦書」という。）を作成し、申込書とともに所属する区局の人事・労務担当課へ提出する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、総務局法制課から同局総務課へ提出された会計年度任用職員の令和6年度申込みに係る再度任用の事務手続における申込書及び推薦書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、各審理員（以下「本件審理員」という。）の氏、生年月日、年齢等を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示とし、また、一次及び二次推薦者のチェック欄を条例第7条第2項第5号エに該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は本件審理員の氏の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示とした本件審理員の氏は、本件審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、本件審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、本件審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、本件審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である本件審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上</p>

答申番号	判断の要旨
3305	<p>の氏名の使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されていない。</p> <p>審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。</p> <p>弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関する事実であるため、当該事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。</p> <p>しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かが「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。</p> <p>したがって、本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>また、本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは「当該公務員等の職及び職務遂行の内容」ではないことから本号ただし書ウに該当せず、さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3306	<p>《会計年度任用職員の任用及び報酬支給に係る事務について》</p> <p>横浜市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員の任用に関する事項については、会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月横浜市人事委員会規則第5号）で定めている。</p> <p>会計年度任用職員に係る事務は、会計年度任用職員事務運用マニュアル及び会計年度任用職員報酬支給事務運用マニュアルで定められ、所管課は、会計年度任用職員の宣誓書、通勤届・氏名（変更）届口座振替申込書（非常勤職員）及び住民票の写しを、所属する区局の人事・労務担当課へ提出する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、総務局法制課から同局総務課へ提出された令和5年度から令和6年度にかけて新たに任用された会計年度任用職員の宣誓書、通勤届・氏名（変更）届兼口座振替申込書（非常勤用）及び住民票の写しである。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、特定審理員の氏、職員番号、住所等を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は特定審理員の氏の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示とした特定審理員の氏は、特定審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p>

答申番号	判断の要旨
3306	<p>また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、特定審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、特定審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、特定審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である特定審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上の氏名の使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されていない。</p> <p>審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。</p> <p>弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関する事実であるため、当該事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。</p> <p>しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって特定審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かが「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。</p> <p>したがって、特定審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>また、特定審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは「当該公務員等の職及び職務遂行の内容」ではないことから本号ただし書ウに該当せず、さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3307	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>実施機関では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。</p> <p>生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護の申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、中区福祉保健センター生活支援課において作成した令和3年7月以降の審査請求人に係るケース記録である。生活保護開始後における中区福祉保健センター内</p>

答申番号	判断の要旨
3307	<p>での面接記録、訪問記録、保護の決定・変更に関する記録、医療機関等の関係機関への調査・回答のほか、担当ケースワーカーの所見、主治医の所見、被保護者・世帯に対する援助方針等生活保護事務に必要な事項が時系列で記録されている。</p> <p>また、ケース記録には時系列で記録した「ケース記録票」のほかに、生活保護基準改定について内容を記載した「基準改定シート」、被保護者・世帯が保有している資産の状況や活用可能な他法他施策についての内容を記載した「資産台帳」及び「他法台帳」も含まれている。</p> <p>当審査会では本件保有個人情報を見分し、実施機関に確認したことも踏まえて以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>本件保有個人情報のうち、医療機関の担当者及び審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名並びに民生委員の電話番号については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、開示請求当時、本人の了承なく第三者に教えることはしていなかったことから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書の該当性について》</p> <p>ア 本件保有個人情報のうち医療機関から得られた情報は、開示を前提とせずに収集された情報であり、医療機関としては、それが審査請求人に開示されるとは想定していないので、開示した場合には、医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えるおそれがあり、また、今後情報提供などの協力が得られなくなるおそれもある。そのため、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 本件保有個人情報のうち、生活保護担当職員の所見、協議結果、訪問格付及びその根拠については、審査請求人に対する率直な評価、判定、根拠等を記載したものと認められる。審査請求人が指摘する加算チェックシートの裏面（改定シート）の留意事項欄の不開示部分も生活保護担当職員の所見と根拠を記載したものである。これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関の職員に対して不信感や不満を抱かれるなどして審査請求人との信頼関係を維持することが難しくなり、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>審査請求人は、水際作戦に関する資料について作成しておらず保有していないという実施機関の弁明は虚偽であり、水際作戦に関する資料が存在するのに開示しないのは不当であるとして、その開示を請求している。</p> <p>しかし、審査請求人は本件開示請求書において「令和3年7月以降ケース記録の開示」を求めており。これを受け実施機関は本件保有個人情報を開示し、ほかに対象文書を保有していないと説明するが、開示請求書の記載どおりケース記録を特定している以上、当審査会においても本件保有個人情報の特定に欠けるところはないものと判断する。なお、審査請求人の水際作戦に関する発言についてはケース記録に載っており、開示されている。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3308	<p>《港湾施設の維持等に係る事務について》</p> <p>港湾局では、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）に基づき、港湾法（昭和25年法律第218号）その他の法令に定めるもののほか、横浜市の港湾施設及び国から貸付を受け、又は管理を委託された港湾施設の管理運営を行っている。</p> <p>港湾施設とは、港湾区域及び臨港地区内に存在する一定の固定施設並びに港湾の利用又は管理に必要な一定の稼働施設としている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、中区新港地区にある港湾局管理地内の公共</p>

答申番号	判断の要旨
3308	<p>下水道施設の管理に使用する業務マニュアルと解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 港湾局が管理する港湾施設には、公共下水道というものではなく、港湾法第2条第5項に示される港湾施設の一部として排水設備がある。</p> <p>排水設備のうち、雨水排水設備は港湾局において、国土交通省港湾局が作成しているマニュアル等に基づき維持管理を行っている。</p> <p>(イ) 一方、排水設備のうち、汚水排水設備は下水道河川局に公共下水道として引き渡しているため、港湾局は管理していない。</p> <p>(ウ) したがって、港湾局は公共下水道を所管していないことから、本件審査請求文書は保有していない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3309	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>実施機関では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。</p> <p>生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護の申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、中区福祉保健センター生活支援課において作成した審査請求人に係るケース記録のうち、令和6年5月10日及び同月28日の記載部分である。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件について審査請求人は、ケース記録のうち、(ア)令和6年5月10日の自立更生費について説明したことに関する一文、(イ)同月28日の記事中、対応する保護手帳の箇所を伝えたことに関する部分、(ウ)同日の記事中、自立更生費について同月10日に既に説明済みであること及び再度説明したことに関する部分の削除を求めている。これらは、実施機関による説明の有無という客観的に判断できる事項になるため、法第90条第1項本文の訂正請求の対象となる。</p> <p>イ そして、審査請求人が録音した5月10日の音声記録上では、審査請求人の言うとおり自立更生費についての説明は記録されていない。同月28日の音声記録上では、何らかの資料を示しながら説明をしている様子はうかがえるが、その資料がケース記録記載どおりの資料かは判明しない。仮に同月10日に自立更生費についての説明をしていないとすれば、同月28日の自立更生費についての説明は再度行ったものではなくなり、法第90条第1項本文の「事実でない」に該当する可能性はある。</p> <p>ウ しかし、たとえケース記録の記載が事実と異なっており自立更生費についての説明が5月10日になされていなくても、少なくとも同月28日には説明は受けているためおり、その後自立更生費の認定申請が行われている。また、自立更生費の認定の可否は認定要件を満たすか否かで決まるのであり、ケース記録に記載の日に記録されたとおりの説明や資料の提示を受けていたかどうかで左右されるものではない。</p> <p>なお、自立更生費の認定判断が妥当であったか否か、判断に当たって検討が十分であったか否かは、当審査会の判断するところではない。</p> <p>エ したがって、生活保護のケース記録は、生活保護決定事務を行う根拠となる記録であるが、審査請求人が訂正・削除を求めている上記(ア)から(ウ)までの部分は、審査請求</p>

答申番号	判断の要旨
3309	<p>人の最低限度の生活の保障と自立助長を図ることに影響がある事実誤認とはいえないから、訂正・削除は「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」とは認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 国生 Tel 045-671-3881